

「該当する方のみ」提出する書類

| 提出書類 | |
|---|---|
| 無償化対象の認可外保育施設等を利用した方で、右記(1)、(2)に該当する方 | <p>④ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書※1</p> <p>(1) 施設等利用給付認定第2号(3号)の方…無償化対象の認可外保育施設等※2を利用した。満3歳児クラス住民税課税世帯で保育の必要性のある方…在園する幼稚園以外で幼稚園型一時預かり事業※3を利用した</p> <p>(2) 在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※4である</p> <p>※1 ファミリーサポート事業を利用した方は、活動報告書(兼領収書)の写しをご提出ください。</p> <p>※2 対象の幼稚園・認可外保育施設はP7の「預かり保育補助の対象施設(無償化対象施設)」から確認できます。(中野区外の幼稚園については、園が所在する各自治体へお問い合わせください。)</p> <p>※3 幼稚園型一時預かり事業実施園は、園が所在する自治体にお問い合わせください。</p> <p>※4 一定水準以下=年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満</p> |
| ひとり親の方 | <p>⑤ ひとり親証明書類のコピー(以下いずれか)</p> <p>児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定兼支払通知書、離婚の受理証明書、保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)</p> |
| 4月～8月分の補助金申請かつ2025年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合 | <p>⑥ マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー</p> <p>※郵送もしくは窓口でご提出ください。</p> <p>※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分</p> <p>※海外に居住していた方は2024年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出ください。</p> |
| 9月～3月分の補助金申請かつ2026年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合 | <p>⑦ マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー</p> <p>※郵送もしくは窓口でご提出ください。</p> <p>※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分</p> <p>※海外に居住していた方は2025年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出ください。</p> |
| 生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる | <p>⑧ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー</p> |